

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、那珂川及びその水系沿いに浸水が予想されており、複数の河川が市内を流れていることから浸水エリアは広範囲に及んでいる。

また、サービス業を中心に第3次産業が多く立地する中心市街地においても、広範囲かつ最大で10mの浸水被害が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、市内に警戒エリアが散在しており、第3次産業が多く集積している中心市街地の一部でも、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）による土砂災害が生じるおそれがあるエリアとなっている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの全国地震動予測地図によると、当市において、震度6弱以上の地震が今後30年間で約81%の確率で発生すると言われてしている。また、千波湖周辺や下市地区などの地盤の弱い地域では、液状化や地盤沈下による道路の通行止めなどによる物流の停滞やインフラの復旧長期化などのリスクが想定される。

(その他)

太平洋岸式気候に含まれる当市は、年間を通してみた場合、気象災害は少なく、寒さのやや厳しい冬の季節を除くと、気候は比較的温和である。

秋には台風が来襲することもあるが、本県を通過する頃には勢力が弱まっていることも多い。しかし、大雨が続いて那珂川や中小河川が氾濫することもある。

近年では、市内の那珂川及び藤井川等において、令和元年台風第19号の大雨、洪水等により、住家被害が700棟を超えるなど、広い範囲に多大な被害を及ぼした。

(感染症)

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように、国民の大部分が免疫を獲得していない感染症の全国的かつ急速なまん延は、当市においても多くの市民の生命及び健康並びに経済活動に重大な影響を与えるおそれがある。

- ・緊急事態宣言における外出の自粛やクラスター発生による客離れ等により、水戸市の主要産業である小売・サービス業等に大きな影響が出るほか、インバウンドを含む観光需要の落ち込み、宿泊のキャンセル、イベントや会合の休止、外出自粛の動き等により売上が急減する。
- ・製造業においては海外工場の操業停止、部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱により、生産が減少し受注を停止せざるを得なくなる。

(2) 域内の商工業者の状況

- ・商工業者数 令和3年 12,442人
- ・旧水戸市地域内小規模事業者数推移

	平成26年	平成28年	令和3年
小規模事業者数	7,726	7,346	6,748

出典：令和3年経済センサス活動調査（一部抜粋）

- ・旧水戸市地域内小規模事業者数業種別構成（令和3年）

建設業	製造業	卸売業・小売業	不動産業・物品賃貸業	宿泊業・飲食サービス業	生活関連サービス業・娯楽業	その他	合計
911	306	1,565	890	806	841	1,429	6,748
13.5%	4.5%	23.2%	13.2%	11.9%	12.5%	21.2%	100%

出典：令和3年経済センサス活動調査（一部抜粋）

旧水戸市地域内における小規模事業者数の業種別構成は、卸売業及び小売業が23.2%、建設業が13.5%、不動産業・物品賃貸業が13.2%、生活関連サービス業・娯楽業12.5%、宿泊業・飲食サービス業11.9%となっている。事業所数は減少傾向が続いており、後継者不足や事業主の高齢化、インボイス制度など、取り巻く経済環境の変化により、事業継続が困難となり廃業となるケースが原因とみられる。

事業継続力強化に取り組んでいる事業者は72人

出典：中小企業庁 事業継続力強化計画認定事業者一覧（2023年～2025年水戸市）

産業別就業者人口の推移

各年10月1日現在（単位：人，%）

区分	就業者総数	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
昭和50年	90,580	8,406	9.3	19,384	21.4	62,476	69.0
昭和55年	98,797	7,079	7.2	21,264	21.5	70,355	71.2
昭和60年	107,542	6,184	5.8	23,028	21.4	78,193	72.7
平成2年	115,125	5,106	4.4	24,896	21.6	84,608	73.5
平成7年	123,910	5,416	4.4	25,757	20.8	91,926	74.2
平成12年 (内原地区を含む。)	128,505	5,261	4.1	26,487	20.6	95,048	74.0
平成17年	124,716	4,973	4.0	22,848	18.3	95,016	76.2
平成22年	125,207	3,475	2.8	21,880	17.5	92,296	73.7
平成27年	127,846	3,283	2.6	23,551	18.4	94,739	74.1
令和2年	126,968	2,892	2.3	23,135	18.2	97,991	77.2

注1 就業者総数には、「分類不能」の数値を含む。

(資料：国勢調査)

2 就業者総数、就業者数は、常住地における数値である。

出典：令和6年度版水戸市の概要

事業所の推移

(単位：所，%)

区分	平成24年		平成26年		平成28年		令和3年	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比
第1次産業	20	0.2	23	0.2	24	0.2	35	0.3
農業，林業	19	0.1	22	0.2	23	0.2	35	0.3
漁業	1	0.0	1	0.0	1	0.0	—	—
第2次産業	1,835	13.9	1,842	13.7	1,745	13.3	1,604	12.9
鉱業，砕石業，砂利採取業	1	0.0	1	0.0	—	—	1	0.0
建設業	1,288	9.7	1,294	9.6	1,237	9.4	1,177	9.5
製造業	546	4.1	547	4.1	508	3.9	426	3.4
第3次産業	11,360	86.0	11,620	86.2	11,367	86.5	10,803	86.8
電気・ガス・熱供給・水道業	20	0.2	12	0.1	14	0.1	28	0.2
情報通信業	164	1.2	132	1.0	135	1.0	154	1.2
運輸業，郵便業	224	1.7	222	1.6	229	1.7	223	1.8
卸売業，小売業	3,615	27.4	3,603	26.7	3,511	26.7	3,119	25.1
金融業，保険業	361	2.7	354	2.6	342	2.6	328	2.6
不動産業，物品賃貸業	1,008	7.6	1,004	7.4	928	7.1	955	7.7
学術研究，専門・技術サービス業	727	5.5	742	5.5	729	5.5	776	6.2
宿泊業，飲食サービス業	1,630	12.3	1,748	13.0	1,655	12.6	1,380	11.1
生活関連サービス業，娯楽業	1,235	9.3	1,280	9.5	1,249	9.5	1,151	9.3
教育，学習支援業	408	3.1	435	3.2	430	3.3	410	3.3
医療，福祉	873	6.6	1,013	7.5	1,071	8.2	1,113	8.9
複合サービス業	45	0.3	46	0.3	46	0.4	50	0.4
サービス業 (他に分類されないもの)	1,050	7.9	1,029	7.6	1,028	7.8	1,116	9.0
公務	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	13,215	100.0	13,485	100.0	13,136	100.0	12,442	100.0

出典：令和6年度版水戸市の概要(一部加工)

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・防災計画の策定
- ・防災・避難訓練の実施
- ・防災備品の分散備蓄
- ・防災備蓄品の分散備蓄、拡充
- ・防災倉庫の設置
- ・指定避難所の指定及び耐震化の実施

- ・福祉避難所の整備
- ・緊急避難場所の指定（津波対策）
- ・緊急避難場所の指定（洪水対策）
- ・海拔表示板の設置
- ・避難所への太陽光発電設備（蓄電装置付き）、特設公衆電話、電気自動車（EV）パワーステーションの設置
- ・災害情報伝達体制の強化（ラジオの活用、無線機（MCA）の避難所等への導入、緊急速報メールの活用のほか、防災行政無線（那珂川流域）、広報車、ホームページ、メールマガジン、SNSなどの情報発信ツールを複合的に利用）
- ・防災ラジオの配布
- ・自治体及び各種団体との連携
- ・土のうステーションの設置
- ・ハザードマップの更新・配付、WEBハザードマップの公開
- ・民間井戸の活用制度創設（災害時生活用水協力井戸）
- ・地域防災組織への支援・連携強化

（感染症対策関係）

- ・感染症対策本部の設置、運営及びこれに沿った各種対策の実施
- ・感染症に伴う支援策（支援金、補助金、貸付金等）の実施
- ・市、関係機関（医療機関、商工会議所、福祉施設、大学等）で構成する水戸市感染症対策連携会議の設置

2) 当所の取組

（自然災害）

- ・事業者BCP（事業継続力強化計画を含む）に関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナー及び個別相談会の開催
- ・日本商工会議所が実施する商工会議所会員向け保険制度を取り扱う損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（ヘルメット、懐中電灯、非常持出袋等）を常備
- ・水戸市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・水戸商工会議所自衛消防隊任務計画を策定し、年1回自衛消防隊による消防防災訓練を実施。

（感染症）

- ・特別相談窓口の開設、緊急相談会、事業者への影響調査、イベントの中止／延期
- ・日本商工会議所、茨城県と連携した感染拡大防止に向けた情報提供

【相談窓口の開設】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大時は、事業所の資金調達や補助金申請、雇用調整助成金、持続化給付金、休業要請への対応など関連する施策の情報提供を行ったほか、特別相談窓口を開設して期間を限定し休日の相談に対応した。

【緊急融資相談会の開催】

- ・同感染症の感染拡大により売上の大幅な減少を余儀なくされた事業者を対象に、国や茨城県が創設した特別融資を広く周知するとともに、認定書の発行などを行った。

【影響調査の実施】

- ・当所役員・議員120社を対象に、同感染症により企業活動にどのような影響を受けているのかについて毎月実態調査を実施した。

【消費喚起事業の実施】

- ・同感染症により冷え込んだ消費を喚起するため、水戸市との連携によるプレミアム商品券を発行した。
- ・当初独自の事業として、同感染症の影響により売上減少が著しい飲食店を応援することを目的とした食べ歩きイベント「Eat joy Mito」を実施した。

【医療物資等関連プロジェクトの実施】

- ・水戸商工会議所青年部において、水戸市内で奮闘する医療従事者の方々へ感謝の気持ちを伝えるために、クラウドファンディングで資金を募り医療従事者に地元の弁当を提供する「ピース弁当プロジェクト」を実施した。

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・令和7年度事業継続力強化計画策定セミナー 年1回
水戸会場4社6名、オンライン3社（3名）
- ・令和7年度事業継続力強化計画策定個別相談会 年8回
笠間会場2社2名、水戸会場5社6名、小美玉会場2社3名、大洗会場1社1名
- ・事業継続力強化計画策定事業所数 7社
- ・事業者BCP（事業継続力強化計画を含む）に関する国の施策の窓口での周知や入口付近チラシラック掲示による周知を行った。

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

（当所と当市において共通認識している課題）

現状では緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には災害復旧や感染拡大時に備えとなる保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。

（当所の課題）

- ・当所と当市における災害時の取組は、「水戸市地域防災計画(風水害対策計画編)」に「公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者」として次の業務を遂行することと定めてあるが、具体的な協力体制や対応に関するマニュアルが整備されていない。
 - ①事業所被害状況調査に関すること
 - ②被災事業所に対する金融措置及びその相談に関すること
 - ③被災事業所の応急対策の指導及び災害復旧に関すること
- ・BCPに沿った緊急対応のトレーニングが十分になされていないため、緊急対応の知識・行動を職員に周知・教育できていない。
- ・当所には、有事の際の防災経験及び訓練自体の経験が少ない職員も在籍しており、今後はハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集、防災意識の高揚が急務である。
- ・感染症リスクを考慮するとテレワークや遠隔地とのやりとりにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。
- ・職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

(管内事業者の課題)

- ・管内事業者のBCPあるいは事業継続力強化計画の策定件数が十分ではなく、災害や疫病対策への更なる認識向上が必要である。
- ・地域の災害リスクに関する認識が不足している。
- ・管内事業者には小規模事業者(特に家族のみで経営している事業者)が多く、BCPへの関心が低く、BCPに取り組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分。
- ・当所の会員事業者に対する支援においても事業計画策定支援や販路開拓支援が中心になっておりBCPに関する支援は少なく支援の比重も低いいため、BCPのメリットや必要性について事業者の認識が低く、BCPの策定支援まで繋がっていない。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがある。そのため感染症リスクに対応した官民協働による支援体制を構築する必要がある。

(課題への対策)

- ・事業継続力強化計画の取組状況については、経済産業省ホームページに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や会員アンケートや聞き取りなどで把握する。
- ・自治体等との連携を強化し、本計画における災害リスクや支援の方針などを協議する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ・災害復旧や感染拡大時に備えとなる保険・共済に対する専門的な助言を行えるよう職員向けの研修や勉強会を開催し、専門知識の習得及び最新情報の収集に努めるとともに、関連保険会社と連携したセミナーの開催や制度を活用した専門家の派遣などを行う。

3 目標

(災害に関する目標)

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、事前の計画策定等を支援する。
- ・発災時における被害の把握及び情報共有を円滑に行うため、当所と当市、当所と茨城県との間に被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策(感染症発生時には拡大防止措置)が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
 - 事業継続力強化計画認定 20社/年
 - 各種共済・保険制度への加入推進(見直し含む) 10社/年(火災保険、業務災害補償プラン、ビジネス総合保険制度、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他)

(感染症に関する目標)

- ・国や茨城県、日本商工会議所からの情報を迅速に収集し、正しい知識と情報の提供に努める。
- ・情報の収集、提供に当たっては、オンライン会議などを有効に活用する。
- ・緊急の支援策などの重要な情報を迅速に広報する。
- ・中小企業・小規模企業がパニックに陥ることのないよう冷静な行動を促す。
- ・組織として対応できるよう、日頃から知識を共有する等の措置を講じる。
- ・感染症発生時には、専門的な知見を有する行政機関や日本商工会議所と緊密な連携をとり、感染症に対する正しい知識や感染防止策等の周知に努める。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

（1）市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・事業継続力強化計画の取組状況については、経済産業省ホームページに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や会員アンケートや聞き取りなどで把握する。
- ・自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。

（2）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・企業の巡回訪問時に、ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市報などの紙媒体やホームページ、メールマガジン、SNS等の電子媒体において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行い、計画策定の重要性を認識することで計画策定につなげる。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等、その他即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施するとともに、個別相談会を実施することで計画の策定につなげる。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

（3）フォローアップ

- ・事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援の進捗について、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定をした支援先について、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。必要な場合は専門家を交えて取組状況の確認や計画の見直しについて支援を行い計画策定の更新につなげる。
- ・自治体等と連携して、事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定の状況確認や改善点等について協議する。

（4）知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・会報・市報などの広報誌で域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・災害復旧や感染拡大時に備えとなる保険・共済に対する職員向けの専門的な研修や勉強会を開催し、専門知識の習得及び最新情報の収集に努めることで、職員の底上げをすることで、適切なアドバイスと専門家の派遣などのスムーズな支援を行う。

(5) 関係団体等との連携

- 職員向け研修会をはじめBCP策定セミナーや個別支援について、連携する損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険(ビジネス総合保険等)の加入促進等について連携して実施する。
- 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- 県の支援のもと、県内の商工会と連携して、広域でのセミナーの開催と個別相談会を実施することで、広域での事業の啓発と計画策定の向上につなげる。
- 令和2年10月29日に茨城県商工会議所連合会並びに県内8商工会議所において締結された「災害時の相互協力に関する協定書」に基づき、災害や疫病が発生し、または発生する恐れがあり、業務に支障が生じた場合に、茨城県商工会議所連合会と各商工会議所が緊密に連携・協力して事業者の経営安定を図るための支援業務に係る相互協力体制を構築する。

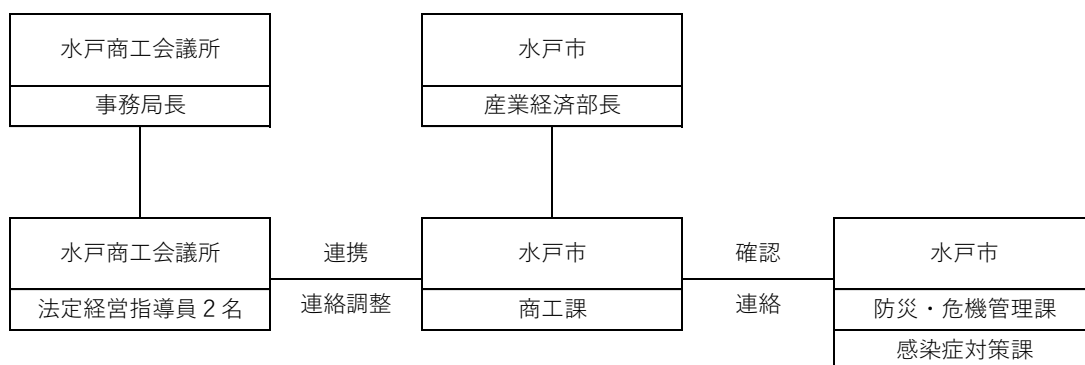
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年2月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



①都道府県及び関係市町村との連携体制

- ・当所、当市商工課、防災・危機管理課、感染症対策課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画における支援方針を年1回、協議する。
- ・また、認定主体である茨城県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

②商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・経済産業省ホームページに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や会員アンケートや聞き取りなどで把握した取組状況等により、経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・保険加入促進については、茨城県や当市と包括連携協定を締結した東京海上日動火災保険株式会社などを中心とした損保会社との連携により事業継続力強化計画の周知やセミナー個別相談の体制を構築する。
- ・職員向けの専門的な研修や勉強会を開催し、専門知識の習得及び最新情報の収集に努めることで、職員の底上げをし、適切なアドバイスと専門家の派遣などのスムーズな支援を行う。

③定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・法定経営指導員2名、経営指導員2名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・上記で把握・検証した実施状況を当所と水戸市と協議し(年1回開催予定)評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・当所職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 萩野谷 均、天下井 博充（連絡先は後述）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ

③広域経営指導員の当否

経営指導員 萩野谷 均 及び 天下井 博充 は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所

①商工会／商工会議所

水戸商工会議所 振興部 経営支援課

〒310-0801 茨城県水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 3階

TEL:029-224-3315 / FAX:029-231-0160 / E-mail:mito@inetcci.or.jp

②関係市町村

水戸市 産業経済部 商工課

〒310-8610 茨城県水戸市中央 1-4-1

TEL:029-224-1111 / FAX: 029-232-9232 / E-mail:commerce@city.mito.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	1,195	1,195	1,195	1,195	1,195
・セミナー謝金	300	300	300	300	300
・個別相談会謝金	495	495	495	495	495
・旅費	30	30	30	30	30
・チラシ作成費	170	170	170	170	170
・郵送代	35	35	35	35	35
・借損料	40	40	40	40	40
・コピー代	30	30	30	30	30
・FAX代	80	80	80	80	80
・雑費	15	15	15	15	15

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、茨城県リーディング事業補助金、当市補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表5)

発災後の対応等に係る事項

発災後の対応等に係る事項		
(1) 発災後の対策		
<p>■大規模自然災害</p> <p>自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。</p>		
1) 応急対策の実施可否の確認		
<ul style="list-style-type: none"> ・発災後 24 時間以内に職員の安否報告を行う。 ・震災発生後 24 時間以内に入所する産業会館の災害対策本部と連携し、臨時の災害対策本部を設置する。正式な災害対策本部は、会頭及び副会頭を本部長として 48 時間以内に設置する。 〔災害対策本部の役割〕 		
<ul style="list-style-type: none"> ①災害関連業務実施にあたり必要人員確保 ②正副会頭の安否把握 ③災害関連情報の収集 ④災害関連情報の発信（安否情報等） ⑤災害関連業務に関する指示、連絡 		
<ul style="list-style-type: none"> ⑥至近に迫った検定試験やイベントの中止対応 ⑦関係機関との連絡、調整 ⑧業務連絡会議の運営 		
<ul style="list-style-type: none"> ・災害関連各班に分かれて業務を遂行し、災害関連班の設置時期については災害対策本部が判断。 ①事務局関連、役員・議員安否確認班 ②広報・要望、優先業務班 ③被害状況調査、緊急対策窓口班 ・関係機関との連絡、調整 <p>国や県などの関係機関との連絡・調整を行い、家屋被害や道路状況等を当所と当市、国及び茨城県で共有する。また、他の商工会議所への応援依頼なども柔軟に対応する。</p>		
2) 応急対策の方針決定		
<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点において、その被害規模に応じて当所と当市において実施する応急対策の方針を決定する。 ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。 		
○被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）		
被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	特に行わない
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。		

3) 被害情報の共有・報告

- ・当所と当市は、以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1日に2回共有する
1 週間～2 週間	1日に1回共有する
2 週間～1 カ月	1 週間に2回共有する
1 カ月以降	1 週間に1回共有する

- ・当所は、被害状況を茨城県の指定する方法にて県に報告する。

■感染症、サイバー攻撃等

感染症やサイバー攻撃等が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当所は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有・報告

- ・当所と当市は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

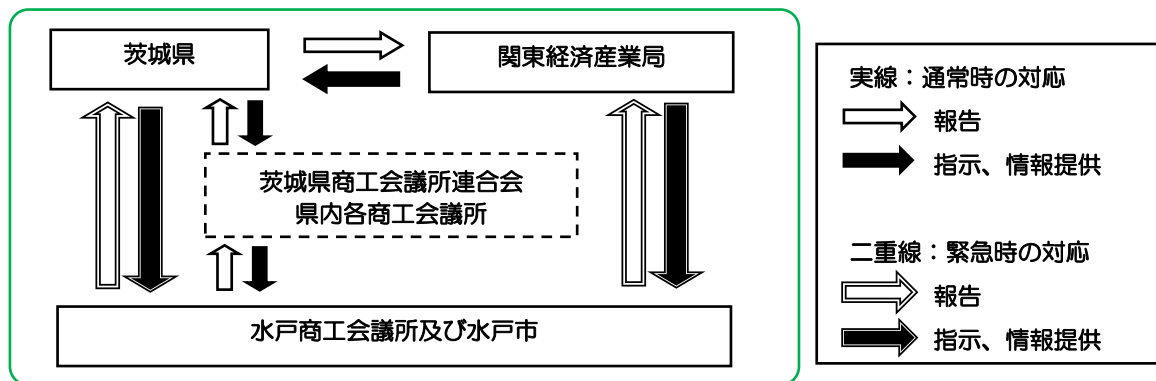
海外発生期	1 週間に1回共有する
国内発生早期	1 週間に1回共有する
国内感染期	2 日に1回共有する
国内感染拡大期	1 日に1回共有する

- ・当所と当市とで情報を共有した上で、当市においては茨城県が定める期日までに県へ報告する。また、当所においては茨城県商工会議所連合が定める期日までに報告を行う。

(2) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所は、茨城県の指定する方法にて情報を茨城県へ報告するとともに、当市は当所が報告した内容について確認を行う。

(連絡体制)



(3) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設については、国や茨城県、日本商工会議所の要請に基づき、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、当市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(4) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、地区ブロックをベースとした対口支援体制に基づき、災害対応を行う。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。